

「大阪府認定こども園の認定の要件に関する基準を定める条例」及び「大阪府認定こども園の認定に関する審査基準」の一部改正案について

● 改正の趣旨

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設である「認定こども園」には、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」という4つのタイプがあり、これらを認定する認定制度が平成18年度から導入されています。

平成27年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園のうちの「幼保連携型認定こども園」について、これまでの認定から新たな認可となります。

今回の一部改正は、この新たな「幼保連携型認定こども園」における職員の配置や園舎の面積といった設備及び運営に関する基準を新たに定めるとともに、幼保連携型以外のタイプの認定こども園についても、幼保連携型認定こども園の基準との整合性の観点から、認定の要件について整理を行うものです。

なお、今回の一部改正により、条例の題名については、「大阪府認定こども園の認定の要件又は設備及び運営に関する基準を定める条例」と改め、審査基準の題名については、「大阪府認定こども園の認定又は設置認可に関する審査基準」と改めます。

● 大阪府における認定こども園の4つのタイプ

	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	認可外施設型認定こども園
機能・特長	幼稚園と保育所が一体化した認可施設として、教育・保育を提供するもの	幼稚園が保育所的な機能を備えているもの	保育所が幼稚園的な機能を備えているもの	認可外保育施設で教育・保育を提供するもの
構成施設	幼保連携型認定こども園 <small>(これまでは幼稚園+保育所であったが、新制度では一体化された認可施設となる)</small>	①幼稚園 ②幼稚園 + 認可外保育施設	保育所	認可外保育施設で保育所の基準を満たす施設
定員構成 (※)	1号、2号、3号 (1号あるいは3号の定員を設定しなくても可)	①1号、2号 ②1号、2号、3号 (3号の定員を設定しなくても可)	1号、2号、3号 (1号については必ず設定)	1号、2号、3号 (1号については必ず設定)

※ 1号 ⇒ 満3歳以上で教育を希望する子ども、2号 ⇒ 満3歳以上で保育が必要な子ども、3号 ⇒ 満3歳未満で保育が必要な子ども

● 「大阪府認定こども園の認定の要件に関する基準を定める条例」の一部改正について

本条例で一部改正する主なものは、次のとおりです。これら以外のものについては、本府の実情に、国の基準と異なる内容を定める事情、特性はないことから、国基準(政省令)で定める基準を用いて大阪府の基準とします。

(ここでいう国基準(政省令)とは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」(平成26年/内閣府/文部科学省/厚生労働省告示第2号)及び「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」(平成26年/内閣府/文部科学省/厚生労働省令第1号)のことを指します。)

タイプ	項目	国基準(府省令)	大阪府条例改正案	大阪府現行条例	大阪府の考え方														
幼保連携型以外の認定こども園	教育及び保育に従事する者の数	認定こども園には、満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね三十人につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。	参酌基準 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園には、満一歳に満たない子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない子どもおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね三十人につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。	認定こども園には、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数の保育に従事する者を置かなければならない。 <table border="1" data-bbox="1339 651 1615 1374"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保育に従事する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満一歳に満たない子ども</td> <td>おおむね三人につき一人以上</td> </tr> <tr> <td>満一歳以上満三歳に満たない子ども</td> <td>おおむね六人につき一人以上</td> </tr> <tr> <td>満三歳以上四歳に満たない子どものうち幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの(以下「短時間利用児」という。)</td> <td>おおむね二十五人につき一人以上</td> </tr> <tr> <td>満四歳以上の子どものうち短時間利用児</td> <td>おおむね三十五人につき一人以上</td> </tr> <tr> <td>満三歳以上四歳に満たない子どものうち保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの(以下「長時間利用児」という。)</td> <td>おおむね二十人につき一人以上</td> </tr> <tr> <td>満四歳以上の子どものうち長時間利用児</td> <td>おおむね三十人につき一人以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	保育に従事する者の数	満一歳に満たない子ども	おおむね三人につき一人以上	満一歳以上満三歳に満たない子ども	おおむね六人につき一人以上	満三歳以上四歳に満たない子どものうち幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの(以下「短時間利用児」という。)	おおむね二十五人につき一人以上	満四歳以上の子どものうち短時間利用児	おおむね三十五人につき一人以上	満三歳以上四歳に満たない子どものうち保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの(以下「長時間利用児」という。)	おおむね二十人につき一人以上	満四歳以上の子どものうち長時間利用児	おおむね三十人につき一人以上	国基準の改正に伴う改正であり、現行基準と異なった内容を規定することになるが、本府の実情に、国の基準と異なる内容を定める事情、特性はないことから、国の基準を用いて大阪府の基準とする。
区分	保育に従事する者の数																		
満一歳に満たない子ども	おおむね三人につき一人以上																		
満一歳以上満三歳に満たない子ども	おおむね六人につき一人以上																		
満三歳以上四歳に満たない子どものうち幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの(以下「短時間利用児」という。)	おおむね二十五人につき一人以上																		
満四歳以上の子どものうち短時間利用児	おおむね三十五人につき一人以上																		
満三歳以上四歳に満たない子どものうち保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの(以下「長時間利用児」という。)	おおむね二十人につき一人以上																		
満四歳以上の子どものうち長時間利用児	おおむね三十人につき一人以上																		

タイプ	項目	国基準(府省令)		大阪府条例改正案	大阪府現行条例	大阪府の考え方
幼保連携型以外の認定こども園	設置すべき施設設備	認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。	参酌基準	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けなければならない。	認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。	国基準及び現行条例に上乗せして便所の必置を規定するという内容であるが、保育所や新たな幼保連携型認定こども園の基準においては便所は必置と規定されており、子どもの処遇に差をつけるべき事情や特性がないことから、新たに国基準に加えて大阪府の基準とする。
幼保連携型以外の認定こども園	食事の提供	認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。	参酌基準	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、保育を必要とする子どもに対し、当該認定こども園内で調理する方法により、食事を提供しなければならない。	認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。	保育所や幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに対する食事の提供が必須である中、同じように保育を必要とする子どもを保育する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、子どもの処遇に差をつけないために、同じように食事を提供することが必要である。また、子ども・子育て支援新制度のもと施設の運営費に充てられる公定価格において、認定こども園が食事を提供しないことを想定した価格設定がされていないため、国においても、大阪府と同様の考え方であると考えられる。したがって、国基準に加えて大阪府の基準とする。
幼保連携型以外の認定こども園	食事の提供の特例	幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。	参酌基準	幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。	規定なし	本府の実情に、国の基準と異なる内容を定める事情、特性はないことから、国の基準を用いて大阪府の基準とする。

タイプ	項目	国基準(府省令)		大阪府条例改正案	大阪府現行条例	大阪府の考え方
幼保連携型認定こども園	非常災害対策	規定なし	規定なし	幼保連携型認定こども園は、非常災害に備え、消火器等の消火用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。 この訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月一回行わなければならない。	規定なし	保育所を含む児童福祉施設の基準では規定されているものの、幼保連携型認定こども園の国基準では規定されていないものであるが、幼保連携型認定こども園が児童福祉施設であることを鑑みて、追加することが適切であると考えらるものであり、国基準に加えて大阪府の基準とする。
幼保連携型認定こども園	職員の一般的要件	規定なし	規定なし	幼保連携型認定こども園の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、教育及び保育並びに子育ての支援に熱意のある者であつて、できる限り教育及び保育並びに子育ての支援の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。	規定なし	保育所を含む児童福祉施設の基準では規定されているものの、幼保連携型認定こども園の国基準では規定されていないものであるが、幼保連携型認定こども園が児童福祉施設であることを鑑みて、追加することが適切であると考えらるものであり、幼保連携型認定こども園の特性に則した規定とした上で、国基準に加えて大阪府の基準とする。
幼保連携型認定こども園	学級の編制	満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。	従うべき基準	満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。 一学級の子どもの数は、満三歳以上満四歳に満たない子どもについては二十五人以下とし、満四歳以上の子どもについては三十五人以下とする。 この規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると知事が認める場合には、満三歳以上満四歳に満たない子どもで編制する一学級の子どもの数は、三十五人以下とすることができる。	短時間利用児及び長時間利用児に共通する四時間程度の利用時間については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員に担当させなければならない。 一学級の子どもの数は、満三歳以上満四歳に満たない子どもについては二十五人以下とし、満四歳以上の子どもについては三十五人以下とする。 この規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると知事が認める場合には、満三歳以上満四歳に満たない子どもで編制する一学級の子どもの数は、三十五人以下とすることができる。	国基準を上回る基準となっているが、現行条例で定めている基準であり、この現行の基準を変更すべき事情、特性はないことから、現行条例で定めている基準を引き続き大阪府の基準とする。

タイプ	項目	国基準(府省令)		大阪府条例改正案	大阪府現行条例	大阪府の考え方
幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園の設置に係る特例	<p>施行日の前日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における設備面積の基準の適用については、当分の間、次のとおりとする。</p> <p>一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p>	従うべき基準	<p>施行日の前日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における設備面積の基準の適用については、当分の間、次のとおりとする。</p> <p>一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳に満たない園児のうちほふくしない園児の数を乗じて得た面積</p> <p>二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳に満たない園児のうちほふくする園児の数を乗じて得た面積</p> <p>三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上満三歳に満たない園児の数を乗じて得た面積</p>	規定なし	<p>現行条例では、既存の幼稚園に対し、満三歳以上の子どもの保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)については園舎の面積基準を満たす限り適用しなくてもよいとなっている。一方で、国基準の特例では、保育室等の面積基準そのものが免除されているため、満二歳以上の保育室等について考慮する必要がないことになる。したがって、国基準は現行条例より、基準を緩和していることになる。国基準に従った場合、満三歳以上の子どもについては、保育室等の面積基準を考慮しなくても園舎の面積基準によって子どもの教育・保育に必要な面積が確保されるが、一方で、満二歳の子どもの保育に必要な面積を担保する基準がないことになる。そのため、国基準に加えて、満二歳の子どもの保育に必要な面積の基準を定める。</p>

● 「大阪府認定こども園の認定に関する審査基準」の一部改正について

本審査基準で一部改正する主なものは、次のとおりです。

タイプ	項目	条例における規定	大阪府審査基準改正案	大阪府現行審査基準	大阪府の考え方
すべての認定こども園	満3歳未満の子どもの定員を設けるときに施設設備	乳児室の面積は満二歳に満たない子どものうちほふくしない子ども一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳に満たない子どものうちほふくする子ども一人につき三・三平方メートル以上でなければならない。	乳児室及びほふく室の面積の算定に当たっては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について（平成23年10月28日雇児発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を踏まえるものとする。	規定なし	乳児室及びほふく室の面積を算定する際の取り扱いについて具体的に示したものを審査基準に追加する。 (参考)国通知からほふくをしない子どもとほふくをする子どもの内訳(見込み)については、下記の事項に留意されたい。 (一)一般に、1歳児にあつては、そのほとんどがほふくをする子どもであると考えられること。 (二)一般に、0歳児にあつても、満1歳に達する以前にほふくをするに至る子どもが相当数みられること。
すべての認定こども園	通園上の配慮	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、防犯等に関する体制を整えておくとともに、当該認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度に加入しておかなければならない。 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。	通園バスを運行する場合は、子どもの健全な発達と適正な教育時間を確保する観点から、子どもの乗車時間は最長40分程度とする。	規定なし	通園バスを運行する場合は、子どもの健全な発達と適正な教育時間を確保する観点から、長時間に渡って移動することは好ましくないため、現在の大阪府の私立幼稚園認可の審査基準で設けられている規定を認定こども園の審査基準にも規定する。

タイプ	項目	条例における規定	大阪府審査基準改正案	大阪府現行審査基準	大阪府の考え方
幼保連携型以外の認定こども園	職員の資格	学級担任は、幼稚園教諭の免許状を有する者でなければならない。ただし、保育士の資格を有する者のうち幼稚園教諭の免許状の取得に向けた努力を行っている者を学級担任とすることができる。 満三歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園教諭の免許状を有する者のうち保育士の資格の取得に向けた努力を行っている者を当該長時間利用児の保育に従事する者とする事ができる。	「幼稚園教諭の免許状の取得に向けた努力」及び「保育士の資格の取得に向けた努力」は、次に掲げる事項を実施しているものとし、申請日から3年以内に取得するよう努めるものとする。 ・申請日より過去3年以内に、資格を取得するため大学若しくは専修学校の通信講座又は夜間講座において所要の単位の修得に向けて履修していること。 ・その他の通信講座の受講又は勉強会への参加その他併有に向けた努力を行っていることが客観的に認められる事由があること。	「幼稚園教諭の免許状の取得に向けた努力」及び「保育士の資格の取得に向けた努力」は、次に掲げる事項を実施していることとする。 ・申請日より過去3年以内に、資格を取得するため大学若しくは専修学校の通信講座又は夜間講座において所要の単位の修得に向けて履修していること。 ・その他の通信講座の受講又は勉強会への参加その他併有に向けた努力を行っていることが客観的に認められる事由があること。	保育所を含む児童福祉施設の設備運営基準の条例で、現在、幼稚園教諭の免許状又は保育士資格の取得に向けた努力をしていると知事が認めた者を保育士とみなす規定があり、その承認の有効期間を3年とする規定があるが、国基準(児童福祉施設の政省令)の改正により、この規定が削除されるため、本審査基準に努力義務として規定する。
幼保連携型以外の認定こども園	認定こども園の長	認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育ての支援を提供する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。	認定こども園の長が有する「管理及び運営を行う能力」は、次のいずれにも該当するものとする。 ・幼稚園型認定こども園の長においては学校教育法施行規則第20条から第22条までに規定する幼稚園の園長として3年以上従事した実績があることとし、保育所型認定こども園及び認可外施設型認定こども園の長においては就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第12条第1項各号に掲げる職に3年以上従事した実績があることとする。ただし、同号で掲げる施設の経営に3年以上従事した実績があり、かつ、当該施設の管理運営実務にも精通している等、認定こども園の管理及び運営を行う能力があると認められる場合は、この限りでない。 ・社会福祉法第36条第4項各号のいずれにも該当しないこと。 ・学校教育法第9条各号のいずれにも該当しないこと。	認定こども園の長が有する「管理及び運営を行う能力」は、次のいずれにも該当するものとする。 ・幼稚園の園長、保育所の所長又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を認定申請時において満たす認可外保育施設の施設長として3年以上従事した実績があること。ただし、これらの施設の経営に3年以上従事した実績があり、かつ、当該施設の管理運営実務にも精通している等、認定こども園の管理及び運営を行う能力があると認められる場合は、この限りでない。 ・社会福祉法第36条第4項各号のいずれにも該当しないこと。 ・学校教育法第9条各号のいずれにも該当しないこと。	幼保連携型認定こども園の園長の資格が規定されたことに伴い、現行基準との整合性を図った上で、それに準ずるものとする。 (参考) 幼保連携型認定こども園の園長の資格は、教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けており、及び、幼稚園の園長などの職に五年以上あることとする。

タイプ	項目	条例における規定	大阪府審査基準改正案	大阪府現行審査基準	大阪府の考え方
幼保連携型以外の認定こども園	園舎の面積	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の園舎の面積(満三歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満二歳以上満三歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)は、次に定める面積(平方メートル)以上でなければならない。 一学級 百八十 二学級以上 学級数から二を減じた数に百を乗じた数に三百二十を加えて得た数	園舎の面積の算定に当たっては、幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針について(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号文部省初等・中等教育・厚生省家庭局長連名通知)に準じて算定するものとする。	規定なし	園舎の面積を算出するに当たって、満3歳未満と満3歳以上の部分に分けて面積按分をする必要がある場合があるが、その面積按分をするための算出方法の根拠を示したものを審査基準に追加する。 (参考)国通知から 共用部分については、原則として幼稚園及び保育所の各々の専有面積により按分して管理するなど。
幼保連携型以外の認定こども園	屋外遊戯場の屋上での設置	屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。 ・満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。 ・次に定める面積(平方メートル)に、満二歳以上満三歳に満たない子どもについて前の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。 二学級以下 学級数から一を減じた数に三十を乗じた数に三百三十を加えて得た数 三学級以上 学級数から三を減じた数に八十を乗じた数に四百を加えて得た数	屋外遊戯場を屋上に設置するときには、児童福祉施設最低基準の一部改正について(平成14年12月25日雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の第2の5に掲げる要件を満たすものとする。	規定なし	屋外遊戯場を屋上に設置する場合の取り扱いについて具体的に示したものを審査基準に追加する。 (参考)国通知から 屋上施設として、便所、水飲場等を設けることや、屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていることなど。

タイプ	項目	条例における規定	大阪府審査基準改正案	大阪府現行審査基準	大阪府の考え方
幼保連携型以外の認定こども園	屋外遊戯場の代替地での設置	<p>保育所型認定こども園又は認可外施設型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を、次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全に利用できること。 ・利用時間を日常的に確保できること。 ・子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。 ・屋外遊戯場の面積に係る基準を満たすこと。 	<p>「利用時間を日常的に確保できること」は、待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について(平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)の1の(2)に掲げる要件を満たすものとする。</p>	規定なし	<p>土地の確保が困難で保育所と同一敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難な都市部等において、屋外遊戯場に代わるべき場所(代替地)に屋外遊戯場を設置できるが、その場合の取り扱いについて具体的に示したものを審査基準に追加する。</p> <p>(参考)国通知から屋外遊戯場に代わるべき公園、広場、寺社境内等が保育所の付近にあるのであれば、これを屋外遊戯場に代えて差し支えないなど。</p>
幼保連携型以外の認定こども園	開園の日数及び時間	<p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められなければならない。</p>	<p>保育を適切に提供できるよう、1年の開園日数は日曜日及び国民の祝日を除いた日とするよう努めるものとし、同項で規定する1日の開園時間は11時間とするよう努めるものとする。</p>	<p>開園日数及び開園時間は、保育の適切な提供ができる連続した日数及び時間であることとする。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度においては、保育の必要性のある子どもを市町村が認定する仕組みとなり、その認定区分について、主にパートタイムでの勤務の方を対象とした施設を8時間利用できる保育短時間認定と、主にフルタイムでの勤務の方を対象とした施設を11時間利用できる保育標準時間認定の2区分が設けられることになる。開園の日数や時間は各施設が決めるものであるが、保育標準時間認定の子どもを受け入れることができるよう開園の日数や時間を目安を示し、出来る限り実施するよう努めることを新たに規定する。</p>

タイプ	項目	条例における規定	大阪府審査基準改正案	大阪府現行審査基準	大阪府の考え方
幼保連携型認定こども園	園庭の屋上での設置	<p>園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <p>○次の面積のうちいずれか大きい面積・学級数に応じた面積(平方メートル)</p> <p>二学級以下 学級数から一を減じた数に三十を乗じた数に三百三十を加えて得た数</p> <p>三学級以上 学級数から三を減じた数に八十を乗じた数に四百を加えて得た数</p> <p>・三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> <p>○三・三平方メートルに満二歳以上満三歳に満たない園児数を乗じて得た面積</p>	<p>以下の要件を全て満たす場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、屋上の面積算入を認める。</p> <p>① 耐火建築物であること。</p> <p>② 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された教育・保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。</p> <p>③ 屋上(屋上と同一階を含む。)に、便所、水飲み場等を設けること。</p> <p>④ 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること。</p> <p>⑤ 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、子どもが室内と戸外(屋上)の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、子ども自らの意志で屋上と行き来できると認められる場合。</p> <p>⑥ 保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上が位置していること。</p> <p>(この内容について国からの通知が示される予定であり、大阪府の審査基準においては国通知の要件を満たすものと規定する予定。)</p>	規定なし	<p>本府の実情に、国の通知で示す予定の内容と異なる内容を定める事情、特性はないことから、国が示す予定の通知を用いて大阪府の審査基準とする。</p>

タイプ	項目	条例における規定	大阪府審査基準改正案	大阪府現行審査基準	大阪府の考え方
幼保連携型認定こども園	園庭を屋上に設置する場合の保育室等の取扱い	三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳に満たない園児の保育の用に供するものでなければならない。	園庭面積として屋上の面積算入が認められる上記の要件①～⑤を満たす屋上を有しており、当該屋上が保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に位置している場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、満3歳以上の子どもの保育室等についても3階以上の設置を認める。 (この内容について国からの通知が示される予定であり、大阪府の審査基準においては国通知の要件を満たすものと規定する予定。)	規定なし	本府の実情に、国の通知で示す予定の内容と異なる内容を定める事情、特性はないことから、国が示す予定の通知を用いて大阪府の審査基準とする。
幼保連携型認定こども園	開園の日数及び時間	一日の保育時間、一日の開園時間及び一年の開園日数については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。	1年の開園日数は日曜日及び国民の祝日を除いた日を原則とし、同項で規定する1日の開園時間は11時間を原則とする。ただし、弾力的な運用について認めるものとする。 (弾力的な運用について国からの通知が示される予定であり、大阪府の審査基準においては国通知の要件を満たすものと規定する予定。)	開園日数及び開園時間は、保育の適切な提供ができる連続した日数及び時間であることとする。	幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設であり、原則としては、保育短時間認定の子ども、保育標準時間認定の子ども、どちらも保育できるように運用する必要があるため、開園の日数及び時間についての基準を審査基準に定める。ただし、保育の利用希望がない場合など、就労の状況等の地域の実情に応じ、弾力的な運用について認めるものとする。

タイプ	項目	条例における規定	大阪府審査基準改正案	大阪府現行審査基準	大阪府の考え方
幼保連携型認定こども園	園庭を屋上に設置する場合の移行特例	施行日の前日において現に幼稚園又は保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合は移行特例を設ける。	満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合、満2歳の子どもに係る必要面積(1人につき3.3㎡)に限り、以下の要件を全て満たす場合は、代替地の面積算入を認める。 ①子どもの安全な移動手段が確保されていること ②子どもが安全に利用できる場所 ③利用時間を日常的に確保できる場所 ④教育及び保育の適切な提供が可能な場所 (この内容について国からの通知が示される予定であり、大阪府の審査基準においては国通知の要件を満たすものと規定する予定。)	規定なし	本府の実情に、国の通知で示す予定の内容と異なる内容を定める事情、特性はないことから、国が示す予定の通知を用いて大阪府の審査基準とする。
幼保連携型認定こども園	保育室の面積にかかる移行特例	施行日の前日において現に幼稚園又は保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合は移行特例を設ける。	既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合、園舎の面積の基準を満たしていれば、3歳以上の子どもの保育室の基準を満たさなくても移行できるが、この場合において、保育室の面積は53平方メートル以上とする。ただし、3歳児について、1学級25人以下で学級編成を行う場合、保育室の面積は41平方メートル以上とする。	規定なし	現在の大阪府の私立幼稚園認可の審査基準で、保育室の面積に関する規定が設けられているため、移行特例により幼保連携型認定こども園の保育室の面積の基準の適用を免除された幼稚園に対し、引き続き、現在の大阪府の私立幼稚園の基準については満たすよう認定こども園の審査基準に規定する。

● 一部改正後の大阪府の条例及び審査基準で定める認定こども園の認定・認可にかかる主な基準(まとめ)

項目	根拠	幼保連携型認定こども園	幼稚園型・保育所型・認可外施設型認定こども園
1学級の幼児数	条例	(3歳) 25人以下(知事が認める場合は35人以下も可) (4・5歳) 35人以下	同左
職員(必置)	条例	園長、保育教諭等、調理員	認定こども園の長、(3歳未満の子どもに対し)保育士、(3歳以上の子どもに対し)幼稚園教諭免許状・保育士資格を併有する者
職員配置	条例	(0歳) 3:1 (3歳) 20:1 (1・2歳) 6:1 (4・5歳) 30:1	同左
園舎・園庭の 同一敷地への設置	条例	原則、同一敷地	原則、同一敷地 (幼稚園型以外は屋外遊戯場について代替地も可)
園舎の面積	条例	(1学級) 180㎡ (2学級以上) 320+100×(学級数-2)㎡	同左
園庭の面積	条例	3歳以上 (2学級以下) 330+30×(学級数-1)㎡ (3学級以上) 400+80×(学級数-3)㎡ あるいは 2歳 子ども1人につき3.3㎡	3歳以上 (2学級以下) 330+30×(学級数-1)㎡ (3学級以上) 400+80×(学級数-3)㎡ 2歳 子ども1人につき3.3㎡
施設設備(必置)	条例	保育室／遊戯室、調理室、便所、職員室／保健室、飲料水用等設備、(2歳未満の子どもがいる場合は)乳児室／ほふく室	保育室／遊戯室、調理室、便所、(2歳未満の子どもがいる場合は)乳児室／ほふく室
保育室等の面積	条例	(保育室) 2歳以上の子ども1人につき1.98㎡ (ほふく室) 2歳未満の子ども1人につき3.3㎡ (乳児室) 2歳未満の子ども1人につき1.65㎡	同左
保育の必要な子どもへの 食事の提供方法	条例	原則、自園調理 (3歳以上の子どもに対しては外部搬入も可)	同左
園長資格	—	原則、教諭免許状と保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者 (国施行規則で規定)	原則、幼稚園の園長等の職に3年以上従事した実績がある者 (府審査基準で規定)
子育て支援事業	審査基準	国施行規則で定める5つの事業のうち、3つ以上の事業を選択し実施	同左
開園時間	審査基準	原則、11時間開園	11時間開園に努める
通園上の配慮	審査基準	通園バスの乗車時間は最長40分程度	同左